

消費税が上がることと 生活への影響

税理士・ファイナンシャルプランナー
高浜 博美

本日の内容

- * これからの消費税の税率は？
- * 変わるによりどうなっていくのか？
- * 消費税を軽減税率にできないのはなぜか？
- * どのように消費して行けばよいか？

これからの消費税の税率は？

- * 平成26年4月1日より8% (単一税率)
- * 平成27年10月1日より10% (軽減税率の適用の検討)

変わることによりどうなっていくのか？

* 消費税がかからないもの

1. 土地の購入

2. 住宅の貸付(住宅の購入は消費税がかかる。)

3. 学校の教育費(習い事の費用は消費税がかかる)

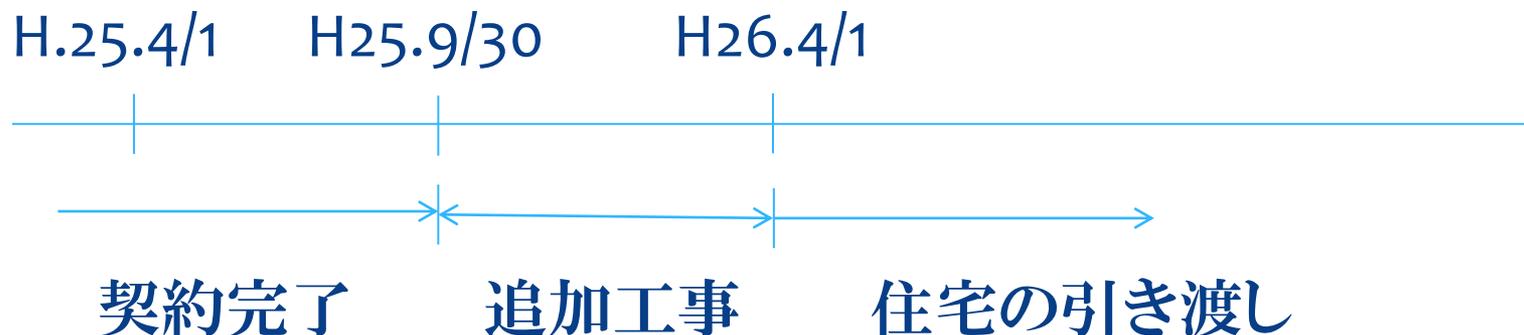
変わることによりどうなっていくのか？

4. 病院の治療費・薬代（自費診療は消費税がかかる。）
5. 介護サービス（介護保険の適用になるものに限る。）
6. 自動車保険・火災保険・生命保険
7. 埋葬料・火葬料 など

変わることによりどうなっていくのか？

《住宅取得編》

※平成25年9月30日までに契約した住宅について、平成25年10月1日以降に追加工事した場合、引き渡しが平成26年4月1日以降になると、消費税は8%になる。



変わることによりどうなっていくのか？

《住宅取得編》

《具体例》

土地:3,000万円・建物:2,000万円(消費税抜き)の
戸建て住宅

(1) 契約日:平成25年9月30日

(2) 追加工事:エコリフォーム工事として200万円(消費税抜き)を平成25年11月15日に契約

(3) 完成引き渡しの日:平成26年6月30日

変わることによりどうなっていくのか？

《住宅取得編》

(4) 支出する金額は・・・。

①土地:3,000万円

②建物:2,000万円+2,000万円×5%=2,100万円

③追加工事分:200万円+200万円×8%=216万円

④合計:3,000万円+2,100万円+216万円=5,316万円

変わることによりどうなっていくのか？

《住宅取得編》

2. 所得税のローン減税の適用について

(1) 1の適用をした場合：2000万円まで1%の控除

(2) 消費税が8%若しくは10%がかかった場合

→4000万円まで1%の控除(但し、所得税額が限度)

(3) 手続き方法

①住宅取得時 → 確定申告が必要

②住宅取得した年の翌年以降

1) サラリーマンの場合：年末調整で精算

2) 確定申告を毎年している方：確定申告で精算

変わることによりどうなっていくのか？

《住宅取得編》

3. 住民税のローン減税の適用について

→ 所得税で控除しきれない部分は、住民税から控除可能 → 年末調整若しくは確定申告することにより適用出来る。

4. 不動産取得税の減額

通常は4%課税されるが、住宅については1,200万円までは課税されず、超えた部分について3%課税される。

変わることによりどうなっていくのか？

《車購入編》

1. 車本体価格：消費税が課税される。
2. 自動車取得税：消費税は課税されない。
3. 自賠責保険料：消費税は課税されない。
4. リサイクル費用・販売諸費用：消費税は課税されない。
5. オプション（例：カーナビ）：消費税は課税される。

変わることによりどうなっていくのか？

《車購入編》

《具体例》

車の本体価格：300万円（消費税抜き）

自動車取得税：300万円×5%＝15万円

自賠責保険料：4万円

カーナビ：5万円（消費税抜き）

必要金額は？

$300万円 + 300万円 \times 5\% + 15万円 + 4万円 + 5万円 + 5万円 \times 5\% = 3,392,500円$

消費税を軽減税率に出来ないのはなぜか？

《軽減税率の適用》

1. イタリア

(1)標準税率:21%

(2)軽減税率

①10%:食肉・ハム・米・肥料・果物・鮮魚・映画・卵・砂糖など

②4%:紅茶・生鮮野菜・牛乳・チーズ・バター・パン・パスタなど

消費税を軽減税率に出来ないのはなぜか？

2. スウェーデン

(1)標準税率:25%

(2)軽減税率:6%(書籍・新聞・旅客輸送)

(3)課税されないもの

①スポーツ観戦・映画

②食料品

③医薬品

④住宅の購入

消費税を軽減税率に出来ないのはなぜか？

《諸外国の消費税の計算方法》

1. ヨーロッパなど

店側で消費税額を明確に請求書・帳簿に記載して、その記載した金額で申告している。

2. 日本

請求書・帳簿に消費税の金額を明確にせず、合計額で国に税額を計算しているため、複数の税率があると煩雑になる。

どのように消費して行けばよいか？

1. 平成26年3月31日までに取り急ぎ購入しなければいけないものとそうでないものをはっきり分ける

→消費税の税率が変わったからといって、4月1日から急激に全体の負担額が変わるとは考えにくい。(消費税増税分を値引きするのでは・・・。)

どのように消費して行けばよいか？

2. 住宅・車など多額の支出のあるものについては、購入する年と支払う時期の資金計画を予め作っておく

どのように消費して行けばよいか？

(1) 住宅について(ローンで購入した場合)

①住宅を購入時にかかるもの

- 住宅の購入価格(ローン支払額)
- 住宅の登記費用
- 住宅の不動産取得税

②住宅の購入後にかかるもの

- 住宅の購入価格(ローン支払額)
- 住宅の固定資産税
- 住宅の維持費用

どのように消費して行けばよいか？

(2) 車の購入について

消費税が増税になることにより、すぐに買い替える必要は以下の理由によりないのでは…。

《今検討されているもの》

- 自動車取得時の自動車取得税の軽減もしくは廃止
- 車検時の自動車重量税の軽減もしくは廃止

どのように消費して行けばよいか？

《資金繰り表の作成の仕方》

1. あらかじめ、収入・支出する項目を明確にする。
2. 項目が分かったら、いつ・どの位かかるかその年ごとに記入していく。
3. 年分ごとに記入したら、どの年にお金が足りなくなるか把握し、足りなくならない方法を自分なりに探る。

ま と め

1. 消費税の増税にとらわれることなく、所得税の負担・その他の税金（例：固定資産税・自動車税）の負担と合わせてみる。
2. 税金だけでなく、ほかの支出（例：電気料金・ガソリン代）の負担の増減などと合わせてみる。
3. 各年の収支を実際に書いてみる。